

「治山林道必携 委託業務設計積算編（県運用事項等）の一部改正について」新旧対照表

新	旧
治 山 林 道 必 携 委託業務設計積算編 (県運用事項等) <u>令和6年7月</u> 高知県林業振興・環境部 治山林道課	治 山 林 道 必 携 委託業務設計積算編 (県運用事項等) <u>令和5年11月</u> 高知県林業振興・環境部 治山林道課

目次 (略)

1. 地質調査業務に関する運用事項
2. 測量業務に関する運用事項 (略)
3. 設計業務に関する運用事項 (略)
4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)

5. その他運用事項・例規等

5- (1) ～ 5- (2) (略)

5- (3) 「林道工事調査等業務標準歩掛」

一車線林道測量 (改築事業) (略)

一車線林道設計 (改築事業)

○改築A (幅員拡張)

(1) 線形計画・現地調査・線形決定

区分・名称	単位	直接人件費						計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
線形計画	人							計上しない
踏査	人		0.44	0.79	0.74	0.40	0.72	3.09
線形決定	人		0.73	1.03	1.07	0.88	0.93	4.64
計	人		1.17	1.82	1.81	1.28	1.65	7.73

対新設比率
0%
100%
100%

備考) 本歩掛は、対象地の平均斜面勾配によって補正するものとし、算定式及び補正値は次のとおりとする。

積算歩掛＝歩掛×(1+補正値)

斜面勾配による補正

斜面勾配	30度未満	30～40度	40度以上
補正値	-0.2	0	0.2

(2) 実施設計

区分・名称	単位	直接人件費						計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
平面設計	人		0.16	0.48	0.97	0.84	0.79	3.24
縦断設計	人		0.16	0.54	0.85	0.58	0.72	2.85
横断設計	人			0.82	1.27	1.75	1.81	5.65
構造物設計計画	人			0.98	1.43	1.56	1.34	5.31
林業作業用施設の設計計画	人			0.81	0.99	0.86		2.66
土工数量計算	人			0.49	0.93	1.27	1.13	3.82
構造物数量計算	人			0.52	1.08	1.28	1.13	4.01
計	人		0.32	4.64	7.52	8.14	6.92	27.54

対新設比率
100%
100%
100%
100%
100%
100%
100%
100%
100%

備考) 構造物設計計画・構造物数量計算の補正は、一車線林道設計 (改築事業) 改築A (幅員拡張) の (1) の備考) に同じ。

(3) 打合せ協議

区分・名称	単位	直接人件費						計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
打合せ協議	人		2.00	2.00	2.00			6.00

対新設比率
100%

備考) 打合せ協議は、4回を標準とする。

(4) 照査

区分・名称	単位	直接人件費						計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
照査	人		0.69	1.16	1.22			3.07

対新設比率
100%

(5) 成果品 (設計説明書作成)

区分・名称	単位	直接人件費						計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
設計説明書作成	人			1.42	2.13	1.83		5.38

対新設比率
100%

(6) 報告書作成 計上する。

目次 (略)

1. 地質調査業務に関する運用事項 (略)
2. 測量業務に関する運用事項 (略)
3. 設計業務に関する運用事項 (略)
4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)

5. その他運用事項・例規等

5- (1) ～ 5- (2) (略)

5- (3) 「林道工事調査等業務標準歩掛」

一車線林道測量 (改築事業) (略)

一車線林道設計 (改築事業)

○改築A (幅員拡張)

(1) 線形計画・現地調査・線形決定

区分・名称	単位	直接人件費						労務費		合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	普通作業員	
線形計画	人							0.00		計上しない
踏査	人		0.25	0.4	0.4	0.35	0.45	1.85		1.85
線形決定	人		0.38	0.46	0.76	0.68	0.68	2.96	2.40	5.36
計	人		0.63	0.86	1.16	1.03	1.13	4.81	2.40	7.21

対新設比率
0%
100%
100%

備考) 本歩掛は、対象地の平均斜面勾配によって補正するものとし、算定式及び補正値は次のとおりとする。

積算歩掛＝歩掛×(1+補正値)

斜面勾配による補正

斜面勾配	30度未満	30～40度	40度以上
補正値	-0.2	0	0.2

(2) 実施設計

区分・名称	単位	直接人件費						労務費		合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	製図工	
平面・縦断設計	人		0.32	0.74	1.24	1.12	1.12	4.54	1.00	5.54
(新設)	(新設)			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
横断設計	人			0.44	0.74	1.62	1.12	3.92	1.50	5.42
構造物設計	人			0.44	0.74	1.62	1.12	3.92	1.50	5.42
(新設)	(新設)			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
土工数量計算	人			0.40	0.70	1.10	1.10	3.30		3.30
構造物数量計算	人			0.40	0.70	1.10	1.10	3.30		3.30
計	人	0.00	0.32	2.42	4.12	6.56	5.56	18.98	4.00	22.98

対新設比率
100%
(新設)
100%
100%
100%
(新設)
100%
100%
100%

備考) 構造物設計・構造物数量計算の補正は、一車線林道設計 (改築事業) 改築A (幅員拡張) の (1) の備考) に同じ。

(3) 打合せ協議

区分・名称	単位	直接人件費						労務費		合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	普通作業員	
打合せ協議	人		1.50	1.50	1.50			4.50		4.50

対新設比率
100%

備考) 打合せ協議は、4回を標準とする。

(4) 照査

区分・名称	単位	直接人件費						労務費		合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	製図工	
照査	人		0.51	0.92	1.32			2.75		2.75

対新設比率
100%

(5) 成果品 (設計説明書作成)

区分・名称	単位	直接人件費						労務費		合計
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	普通作業員	
設計説明書作成	人			1.40	1.90	1.70		5.00		5.00

対新設比率
100%

(6) 報告書作成 計上する。

○改築B（舗装）

- (1) (略)
- (2) 詳細設計

区分・名称	単位	直 接 人 件 費						1 km 当たり	
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	対新設比率
平面設計	人		0.12	0.36	0.73	0.63	0.59	2.43	75%
縦断設計	人		0.12	0.41	0.64	0.44	0.54	2.15	75%
横断設計	人			0.62	0.95	1.31	1.36	4.24	75%
構造物設計計画	人							計上しない	0%
基案件用施設の設計計画	人							計上しない	0%
土工数量計算	人							計上しない	50%
構造物数量計算	人			0.26	0.54	0.64	0.57	2.01	50%
打合せ協議	人		1.00	1.00	1.00			3.00	0%
照査	人							計上しない	0%
計	人		1.24	2.65	3.86	3.02	3.06	13.83	0%

備考） 構造物数量計算の補正は、一車線林道設計標準（改築事業）改築A(幅員拡張) の（1）の備考）に同じ。

備考） 打合せ協議は、2 回を標準とする。

- (3) (略)

○改築C（既設林道の舗装、改良を一体として行う事業で改良の占める割合が50%以上あるもの）（略）

○適用にあたっての留意事項 （略）

5-（4）(略)

5-（5） 治山事業測量委託業務標準工期の一部改正について

(削除)

1. 工期の算出

(1) 準備期間（計画資料作成等）・・・5 日

(2) 外業日数 （測量業務：測量技師補）

基本人数×補正係数×数量 （日単位 小数第1位以下 切上）

(3) 内業日数 （測量業務：測量技師補）

○改築B（舗装）

- (1) (略)
- (2) 詳細設計

区分・名称	単位	直 接 人 件 費						1 km 当たり	
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計	対新設比率
平面・縦断設計	人		0.24	0.56	0.93	0.84	0.84	3.41	75%
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
横断設計	人			0.33	0.56	1.22	0.84	2.95	75%
構造物設計	人							0.00	0%
(新設)	(新設)						(新設)	(新設)	(新設)
土工数量計算	人							0.00	0%
構造物数量計算	人			0.20	0.35	0.55	0.55	1.65	50%
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)			(新設)	(新設)
照査	人							0.00	0%
計	人	0.00	0.24	1.09	1.84	2.61	2.23	8.01	0%

備考） 構造物数量計算の補正は、一車線林道設計標準（改築事業）改築A(幅員拡張) の（1）の備考）に同じ。

(新設)

- (3) (略)

○改築C（既設林道の舗装、改良を一体として行う事業で改良の占める割合が50%以上あるもの）（略）

○適用にあたっての留意事項 （略）

5-（4）(略)

5-（5） 治山事業測量委託業務標準工期の一部改正について

参考

治山事業測量委託業務標準工期の一部改正について

(平成20年5月27日付け20高治林 第176号通知)

1. 工期の算出

(1) 準備期間（計画資料作成等）・・・5 日

(2) 外業日数 （測量業務：測量技師補）

基本人数×補正係数×数量 （端数 切上）

(3) 内業日数 （測量業務：測量技師補）

基本人数×補正係数×数量 (日単位 小数第1位以下切上)

(4) 内業日数 (設計業務：技師B)

基本人数×数量 (日単位 小数第1位以下切上)

(5) 打ち合せ・現場説明・・・・・・・・・・ 4 日

(6) 休日等・・・・・・・・・・ 5 日※

※工期3週間以内の場合 「内訳」を参照

(7) 成果品作成整理・・・・・・・・・・ 2 日

※ 工期＝準備期間+測量外業日数+測量内業日数+設計内業日数
+打ち合せ・現場説明+休日等+成果品作成整理

以上の内訳

(1) 準備期間・・・・・・・・・・ 5 日

資料収集整理 3 日

機材準備等 1 日

施工計画書等資料作成 1 日

注) 上記によりがたい場合は、別途考慮すること。

(5) 打ち合せ・現場説明・・・・・・・・・・ 4 日

打ち合せ (着手時) 1 日

現場説明 1 日

基本人数×補正係数×数量 (端数切上)

(4) 内業日数 (設計業務：技師B)

基本人数×数量 (端数切上)

(5) 打ち合せ・現場説明・・・・・・・・・・ 4 日

(6) 休日等・・・・・・・・・・ 5 日

(7) 成果品作成整理・・・・・・・・・・ 2 日

※ 工期＝準備期間+測量外業日数+測量内業日数+設計内業日数
+打ち合せ・現場説明+休日考慮+成果品整理

(新設 下から上がってくる)

打合せ（中 間） 1 日 打合せ（成果品納入時） 1 日 (6) 休日等・・・・・・・・・・ 5 日 週休（第 1 週目） 2 日 週休（第 2 週目） 2 日 外業に係る雨天考慮日 1 日 注）外業・内業日数の算定により工期が第 3 週目以降にわたる場合及び、 予定工期内に祝日がある場合は別途考慮すること。 2. 適用 令和 6 年 7 月 1 日以降の設計積算にかかるものから適用 (削除 上へ移動) (「祭日」は「祝日」に改める)	2. 適用 平成 2 0 年 6 月 1 日以降の設計積算にかかるものから適用 資料 準備期間等の内訳 準備期間・・・・・・・・・・ 5 日 資料収集整理 3 日 機材準備等 1 日 施工計画書等資料作成 1 日 注）上記によりがたい場合は、別途考慮すること。 打ち合せ・現場説明・・・・・・・・ 4 日 打合せ（着手時） 1 日 現場説明 1 日
--	--

打合せ（中 間） 1 日

打合せ（成果品納入時） 1 日

休日等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 日

土曜日・日曜日（第 1 週目） 2 日

土曜日・日曜日（第 2 週目） 2 日

外業に係る雨天考慮日 1 日

注）外業・内業日数の算定により工期が第 3 週目以降にわたる場合及び、予定工期内に祭日がある場合は別途考慮すること。

5-（6）（略）

5-（7） 交通費の算定について

○方針

高知市・四万十市を調査・測量会社の基地とし、高知県を 2 地域に分割する。

1）基地

高知市：安芸・中央東・中央西・須崎林業事務所管内

四万十市：幡多林業事務所管内

※ 距離算定の基準は上記市役所所在地とする。

※ 委託先に関わらず基地は上記のみとする。

5-（6）（略）

5-（7） 交通費の算定について

○方針

高知市・四万十市を調査・測量会社の基地とし、高知県を 2 地域に分割する。

1）基地

高知市：安芸・中央東・中央西・須崎林業事務所管内

四万十市：幡多林業事務所管内

※ 距離算定の基準は上記市役所所在地とする。

※ 委託先に関わらず基地は上記のみとする。

2) 交通費

・積算に用いる旅費交通費は「高知県職員の旅費に関する条例」によるものとする。

・下記交通費ライトバン運賃計算による積上。

注－１）５人乗りライトバンにより積上げた額である。

注－２）測量器具、諸材料（ボーリングマシン等は除く）の運搬費は含む。

注－３）発注箇所が２地区以上にまたがる場合は属する延長の最大箇所とする。

注－４）ランクに関わらず原則として宿泊費は計上せず日々通勤とする。

注－５）日々通勤日数算定算定はパーティのうち

測量業務は測量技師捕
調査業務は主任地質調査員
設計業務（解析等調査、設計業務）は技師B
（削除）の外業日数とし、業務別に積上げる。

（日単位 小数第１位以下切上）

ただし、観測業務については観測の最大日数とする。

また、編成人員に上掲の職種が含まれない場合は、上掲の職種を他の職種に読み替えて計上する。

5- (8) ～ 5- (15) (略)

2) 交通費

・積算に用いる旅費交通費は「高知県職員の旅費に関する条例」によるものとする。

・下記交通費ライトバン運賃計算による積上。

注－１）５人乗りライトバンにより積上げた額である。

注－２）測量器具、諸材料（ボーリングマシン等は除く）の運搬費は含む。

注－３）発注箇所が２地区以上にまたがる場合は属する延長の最大箇所とする（新設）。

注－４）ランクに関わらず原則として宿泊費は計上せず日々通勤とする。

注－５）日々通勤日数算定算定はパーティのうち

測量業務は測量技師捕
調査業務は主任（新設）調査員（※観測業務は観測の最大日数とする）
設計業務（解析等調査、設計業務）は技師B
が運転するものとし、それぞれの外業日数とし業務別に積上げる。

（端数切上）

（新設）

5- (8) ～ 5- (15) (略)